

上海駐在員事務所だより

2010年 夏 号



5月に「世界旅行資源博覧会」が開催された上海展覽中心

目 次

- I. レポート ～中国における非居住者企業への課税について～
- II. コラム ～中国人訪日観光ビザの発給拡大～

I. レポート

中国における非居住者企業への課税について

1. はじめに

中国の税制では、国際的な課税ルールに則り、日本などの外国の企業（中国から見た「非居住者企業」）が中国国内で得た所得に対して、中国の企業所得税や営業税（注1）などが課税される。日本企業と中国企業（日本企業の現地法人を含む）との商取引においては、中国で課される税金のコストを考慮した価格設定が必要であるだけでなく、中国側で税金を適正に納付しなければ代金決済にかかる送金が出来なくなることから、中国企業との取引を行う企業は中国における納税義務について正しく認識する必要がある。

また、今年2月には中国国家税務総局より、非居住者企業からの徴税に関する新たな規定が公布されるなど、非居住者企業からの税金の徴収について、中国当局の取組みが強化されていることから、今回は中国における非居住者企業への課税の概要と最近の動向についてレポートする。

注1. 営業税：役務提供や無形資産譲渡などの対価に対して課税される流通税

2. 非居住者企業への課税の概要

(1) 源泉徴収税

非居住者が中国国内で課税役務の提供や無形資産の譲渡、不動産の販売を行い、対価（中国源泉の所得）を得た場合には、役務を受けた者または購入した者（取引相手の中国企業）が代金の一定割合を税金として控除し、非居住者に代わって代理納付する義務がある。この制度を「源泉徴収制度」といい、企業所得税および営業税が対象となる。

例えば、日本の親会社が中国現地法人に対して技術指導や生産支援、経営コンサルティングなどの人的役務を提供することの対価として、ロイヤリティやコンサルティング料を受け取る場合や、出資に対する配当を受ける場合などに企業所得税等の源泉徴収が行われる。

A. 非居住者企業に対する企業所得税

納税義務者	恒久的施設の有無	税率
恒久的施設 (次頁(2)参照) を有する企業	恒久的施設から生じる中国国内源泉所得 + 恒久的施設と実際関連のある国外源泉所得	25%
	恒久的施設と実際関連のない中国国内源泉所得	20% (注2)
恒久的施設を 有しない企業	中国国内源泉所得	

注2. 但し、企業所得税法実施細則により10%に軽減されている。

B. 非居住者企業に対する営業税

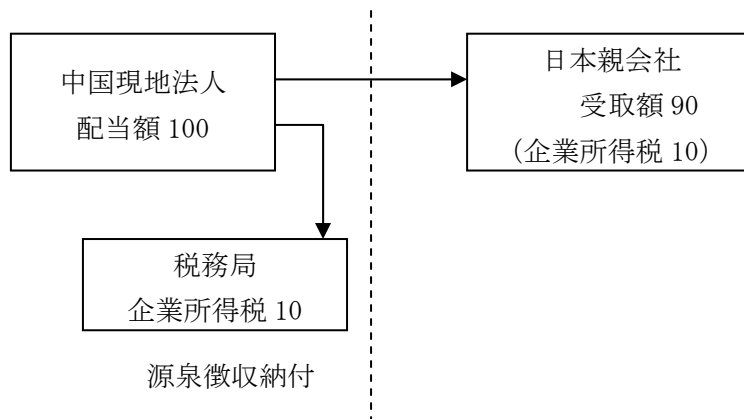
営業税額＝営業収入額×営業税率5%

C. 源泉徴収税の事例

- a. 中国現地法人から日本親会社への配当金送金（配当額は100とする）

源泉徴収税（企業所得税）＝100×企業所得税率10%＝10

日本親会社の受取額＝100－10＝90

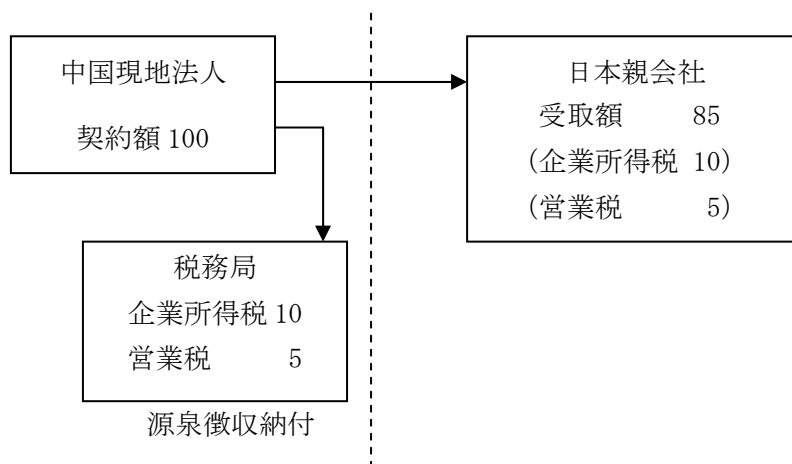


- b. 中国企業から日本企業への技術指導料の送金（契約額は100とする）

源泉徴収税（企業所得税）＝100×企業所得税率10%＝10

〃（営業税）＝100×営業税率5%＝5

日本親会社の受取額＝100－10－5＝85



(2) 「恒久的施設」について

「企業が事業を行う一定の場所」とされ、「PE」(Permanent Establishment)とも呼ばれる。

非居住者企業の支店、事務所、工場等の拠点のほか、建設工事現場やコンサルタント役務を提供する人員派遣等が6ヶ月を超える場合もPEに含まれる。PEと認定された場所等を通じて中国国内で提供した役務によって非居住者企業が収入を得た場合、中国の企業所得税、営業税等が課税される。

ただし、以下のような場合はPEに該当せず、中国の課税対象とならないことが日

中租税条約で定められている。

- A. 物品の保管、展示、引渡しのためだけの施設使用や在庫保有（加工目的を含む）
- B. 物品の購入および情報の収集だけを目的とした場所の保有
- C. 準備的、補助的性格の活動のみを目的とした場所の保有

なお、非居住者企業の現地法人は、非居住者企業から独立した存在とみなされることから、PEには該当しない。

3. 非居住者企業への課税に関する最近の動向

(1) 「19号弁法」の概要

今年2月に、非居住者企業からの徴税にかかる新たな規定である国税発[2010]19号「非居住者企業所得税査定徴収管理弁法」（以下「19号弁法」という）が公布された。

19号弁法による主な変更点としては、PE認定された非居住者企業に対する課税所得計算の方法が明確化されたことがあげられる。すなわち、原則として非居住者企業は会計帳簿を作成して実際の所得を確定し、その課税所得額に基づき申告を行うこととするが、帳簿が不完全であるなどの理由により課税所得が正確に算定できない場合は、以下の課税所得額算定方式のうち一つを採用して課税所得の計算を行うことが定められた。

(図表1) 19号弁法で定められた課税所得額算定方式

課税所得額算定方式	適用状況	課税所得の計算式
実際収入総額基準	収益は確定できるが、原価費用と経費支出が確定できない場合	収益×みなし利益率
原価費用基準	収益は確定できないが原価費用が確定できる場合	原価費用/(1-みなし利益率)×みなし利益率
経費支出基準	収益と原価費用は確定できないが経費支出が確定できる場合	経費支出/(1-みなし利益率-営業税率)×みなし利益率

(2) みなし利益率の変更

PEの活動による非居住者企業の収入金額（割合）が特定できない場合には、収入に一定の「みなし利益率」を乗じて「みなし利益」を算定して課税が行われるが、その計算に使用される「みなし利益率」が、19号弁法によって5～20%引き上げられた。

(図表 2) みなし利益率の変更内容

事業内容	従来のみなし利益率	引上げ後
建設・設計・ コンサルティングサービス	10%を下回らない率 (設計は 15%)	15~30%
マネジメントサービス	20~40%	30~50%
その他のサービス	10%	15%を下回らない率

なお、みなし利益率は図表 2 に記載された範囲内で、税務局の判断で適用されるほか、非居住者企業の利益率が上記基準よりも明らかに高い場合は税務局の判断でより高い利益率を適用することが認められていることから、サービスの内容を定めた個別の契約書に基づき担当税務局に都度確認する必要がある。

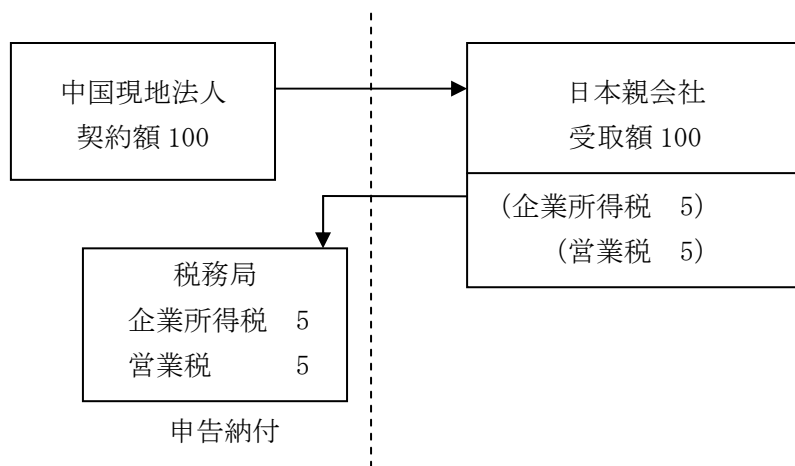
(3) みなし利益率を使用した納税の事例

中国企業から日本企業への技術指導料（コンサルティングサービス）の送金
(契約額は 100 とし、みなし利益率が 20% の場合)

$$\begin{aligned} \text{源泉徴収税（企業所得税）} &= 100 \times \text{みなし利益率 } 20\% \times \text{企業所得税率 } 25\% \\ &= 5 \end{aligned}$$

$$\text{〃（営業税）} = 100 \times \text{営業税率 } 5\% = 5$$

$$\text{日本親会社の受取額} = 100 - 5 - 5 = 90$$



4. おわりに

これまで述べた通り、中国では非居住者企業の中国国内源泉所得に対する課税が強化されている。一例を挙げれば、日本本社から現地法人に出向した駐在員の給与の一部を現地法人が日本本社に送金し、日本本社が当該社員の日本国内口座に支給する場合に、出向により現地法人に帰属する社員であっても、税務当局は日本本社の P E による経営コンサルタント業務の対価と見なし、送金前に企業所得税を源泉納付することが求められている。

また、P Eの課税所得算定におけるみなし利益率などについては、担当する税務局の判断によって法令の解釈や税額の計算が異なる場合がある。現地法人を持つ企業はもとより、中国企業との取引を行っている企業は、その代金決済に伴う課税について、担当税務局および会計・税務の専門家に詳細な確認を行った上で取引を進める必要があると言えよう。

※本稿は平成 22 年 6 月 10 日時点の法令等に基づき執筆している。

1. 法律上、会計上の助言：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 著作権：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
3. 免責：本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。

Ⅱ. コラム

中国人訪日観光ビザの発給拡大

中国には年間数回の大型連休がありますが、その時期になると、訪日観光者の増加とその高い消費意欲が頻繁に報道されます。中国人の訪日観光者数は2008年に100万人を超え、経済成長による所得の向上を背景に、今後も更なる増加が見込まれています。日本の各観光地では、中国人富裕層を狙った高級宿泊施設が脚光を浴びているほか、館内の案内表示が全て中国語という中国人向けホテルが開業するなど、中国人観光客の取り込みに向けた様々な動きがあるようです。

添乗員同行の団体観光ビザ発給が2000年に始まったのを皮切りに、中国からの訪日観光ビザの発給は徐々に拡大されており、今年7月からは個人観光ビザの発給要件がさらに緩和されることが発表されています。従来は年収25万元（約350万円）以上の収入証明などが必要でしたが、今後はクレジットカードの所持や勤務先での役職、年間5万元（約70万円）程度の安定収入の有無などが総合的に判断される予定で、発給対象者は大幅に増加する見込みです。

こうした動向に対応して、日本各地の自治体も中国人観光客の誘致に積極的に取り組んでおり、東北各県や東北観光推進機構なども、上海の観光博覧会でのPR活動などを実施しています。しかし、現在中国で企画されている日本向け団体旅行は、大阪・京都を観光の後、箱根経由で東京に向かい秋葉原や遊園地を巡るといった「定番コース」が多数を占め、それ以外の観光地が認知度を上げていくのは容易ではありません。

中国のヒット映画の舞台となったことで北海道知床地方への旅行者が昨年急増した例のように、地域の魅力を上手く伝える情報発信ができれば、中国人観光客は新たな発見ができるとともに、観光地も潤って、お互いに大きなメリットが得られる場合もあります。個人向けビザの発給拡大により、今後は個人の嗜好がより強く反映された、特徴のある旅行の需要が更に強まるものと予想されることから、他地域との差別化を意識した観光ルートの整備と、その魅力を分かりやすく情報発信する取組みが、ますます重要になるように思われます。



上海で開催された観光博覧会の福島県ブース



東北各県の観光案内ブース